

**第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会
兼 第22回全国障害者スポーツ大会サッカー競技
関東ブロック予選会実施要領**

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの編成は、監督1名、コーチ2名以内、選手16名以内とする。
- (2) 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていないければ選手として出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含めて16名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は、栃木県を除くトーナメント方式で行い、3位決定戦を実施する。なお、トーナメント戦以外に、栃木県を含む交流戦を実施する。
- (2) 試合時間はハーフタイム10分間をはさんで前後半各30分間とする。ただし、決勝戦及び3位決定戦は、ハーフタイム10分間をはさんで、前後半各35分間とする。
- (3) 試合時間終了時に同点の場合は、ペナルティーキック方式により勝敗を決定する。なお、交流戦はペナルティーキックを実施しない。
- (4) 決勝戦において試合時間終了時に同点の場合は、前後半各5分の延長戦を行い、同点の場合はペナルティーキック方式で勝敗を決定する。
- (5) 試合は、マルチボールシステムで行う。
- (6) 選手の交代については、試合開始前に登録した5名の交代要員の中から、5名までの交代が認められる。
- (7) すべてのチーム役員は、その都度1名が、主催者が設けるテクニカルエリアから戦術的指示を選手に伝えることができる。テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- (8) 出場停止処分について、累積警告2枚で次試合に選手登録することができない。
また、退場処分を受けたものについても次試合に選手登録することができない。

4 服装等

- (1) チームのフィールドプレーヤー、ゴールキーパーは、それぞれ正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を持参し、背番号は1番から16番までの通し番号とする。

- (2) フィールドプレーヤーがゴールキーパーと交代するときは、それまで着用していたユニフォームと同じ背番号を使用する。その際、ユニフォームの用意がない時は、白布に背番号を記入し、ユニフォームに貼り付けることとする。
- (3) その他については、公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程による。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本サッカー協会検定5号球とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和4(2022)年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 招集

- (1) メンバー表は、試合ごとにマッチコーディネーションミーティング時に持参すること。
- (2) 招集開始時刻は原則として試合開始15分前とする。ただし、前の試合がペナルティーキック方式等により試合時間が延びた場合は、試合終了後、15分後に次の試合を開始するものとして招集を行う。

9 出場権

この大会の優勝チームは、第22回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10 その他

- (1) 監督会議は、競技開始前に行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。
- (2) 各試合開始60分前に、マッチコーディネーションミーティングを行う。
- (3) ベンチは、対戦表の左側になったチームをグラウンドに向かって左側とする。

- (4) ベンチ内へは、選手、監督、コーチ以外は入場することができない。
ただし、チームスタッフ3名とは別にトレーナー（2名以内）を帯同させる場合はこの限りではない。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者とする。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 競技会場の指定されたエリアには、監督、コーチ、選手、トレーナー、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可された報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることはできない。
- (6) 競技に関する不明な点は競技本部に、その他不明な点は実施本部に問い合わせる。
- (7) 練習球は、各チームで用意する。
- (8) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (9) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。
- (10) 参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。